

第一章 日本体育大学女子短期大学設立の史的背景

第一節 日本体育会による女子体育の振興とその実際

第一項 女子教員養成に基づく女子体育の振興

日本体育会の創立者・日高藤吉郎は本会創立にあたって「体育会設立ノ要旨」を著し、「身体ノ健康ヲ欲セハ、身体ヲ運動スルヨリ善キハ莫シ」という立場を表明するとともに、「体育ヲ盛ニシテ国民ノ強壯ヲ謀ルハ、蓋シ国家富強ヲ図ル大本ナリ」と訴えた。この主張は体育を振興して国民の体位・体力の増強を図れば、富国強兵という国の意図を実現することができるものであった。直接的には、強兵が目指されていたのだから、体育を施す対象は兵士たる壮丁に置かれ、女子の方は除外されていたといえよう。日高が国民軍の強化をねらって明治十七年十一月に設立した「文武講習会」を十九年八月に「成城学校」と改称した理由の中に、「体育会」設立が兵士養成のためであったことが知られるわけである。後年に日本体育会機関誌『国民体育』に「自序にかえて」と題した日高自身の手になる寄稿によれば、「成城学校の前身を文武講習会と称したのは文事と武事を併修する主旨から出たことは無論であります。改称して成城学校となつた以上敢て武事を疎かにするといふ訳ではありませんが別に体育会を起して学校の文事と併進せしむるは一層文武講習の大旨を拡充することになるのであります」と断じているのである。

しかし、このような方針も明治二十八年初頭に発行の『日本体育会要旨規約沿革推戴名譽賛成員各賛助會員名簿』に掲げられた「日本体育会ノ要旨」になると、「男子」のための国民体育の域を脱して、「男女」の国民体育へと姿更されるようになった。すなわち、当該の「日本体育会ノ要旨」の補則として次の文言が追加されるにいたつたのである。

補 則

億兆心ヲ一ニスルニ云々ノ聖詔ヲ奉読スレハ知徳体ノ三育ヲ固ヨリ全国臣民一般ニシテ男女長幼貴賤ヨ別ヲ立ツ可キモノニ非ラス且ツ女子ノ体育ノ良否ハ忽チ生児ノ強弱ニ関シ生児ノ強弱ハ即チ遠ク国家命脈ノ盛衰ニ関スルモノナレハ其影響スル所決シテ少小ナラス因テ本会ハ男子ノ体育ニ次テ更ニ女子相当ノ体育（体操雜刀及其他女子体育ニ敵スル種類）ヲ計画シ漸次別ニ其場ヲ設ケ以テ之ヲ教育センコトヲ図レリ

右の新方針を掲げることによつて、日本体育会の女子体育振興の道が拓かれていくことになつた。その最初は明治三十二年の「女子（遊戯）部」の開設であつた。この女子部はその後、女子遊戯部と改称、さらに女子遊戯講習会と改められていくが、明治三十三年十二月に改正の「日本体育会規則」には「女子体育ノ為メニ女子部ヲ設ク」（第七条五項）と謳われ、本会の事業の一つに加え入れられているのである。

かくて、日本体育会は女子体育の振興に乗り出していくが、当時女子が屋外に出て運動をする習慣はなかつた。だから、女子のための運動の必要性が説かれることになるわけだが、本会の事業の推進は少なからぬ困難が伴つて

いる。女性が運動しようとするとき、「おんなのくせに」とか、「お転婆だ」とかの嘲笑を覚悟しなければならなかった。女子を運動の場に誘うことに困難がともなつた。そのような女性に対する社会的枠組みがある以上、これを越えようとする女性はほとんどいなかったのである。

だから、「女子も運動をすべきである」という大義名分を国が与えた「場」こそ、女子体育を推進するための格好の「場」であつた。それは「学校」である。この学校という空間は世間から隔絶された場所でもあり、「学校の中」では世間の女子に向けられた規範は通用しなかつたからである。この学校の中で女子に運動の機会が提供されることになるが、その運動の指導者も男子ではなく、女子であればさらに女子の運動への積極性を引き出すことができることになる。学校という枠の中であつても、世間の規範を引きずっている女生徒にとつて、「おとこ」の先生の目が気にならないはずがなかつたからである。ここに「女子の体育は女子の手で」というスローガンが登場してくる余地があつたわけである。こうして、日本体育会も女子体育振興の有力な手段として女子の体育教員の養成に乗り出していくこととなつた。

明治三十五年十二月十七日、日本体育会は体育の女子教員の養成を目的に文部大臣に対して日本体育会体操学校女子部の設置申請を行い、翌三十六年一月十二日にその認可を受けた。これによって女子遊戯部の発展的解消として日本体育会体操学校女子部（普通科一年）を開設し、小学校体操のための女子教員の養成を開始する。しかし、本会のねらいとするところは小学校における女兒の児童・生徒の体育に資するための教員養成にとどまっていなかつた。壮丁男子の体育の奨励と対をなすものとして開始された女子体育の奨励は小学校ではなく、中等学校の女生徒に対して行われねばならなかつたのである。したがって、女子教員の養成のための事業は高等女学校の教員の

養成へと掘げられていく。明治三十七年四月、日本体育会は日本体育会体操学校女子部に高等女学校体操教員養成を目的とする高等科（二年六か月、後に二年となる）の設置認可を受け、同年四月の開校に漕ぎつけている。このような方針は日本体育会体操学校が日本体育専門学校へと昇格（昭和十六年）してからも不変であった。とまれ、ここに本会の女子体育奨励の手法を垣間見ておくことにしたい。

第二項 良妻賢母主義体育とその推進

日本体育会が推進しようとした「女子体育」の理念は、ひととちについてみれば、「良妻賢母主義体育」をさす。この良妻賢母主義体育とは良妻賢母主義教育の体育版であるので、ここでいう「体育」を高等女学校の体育とみなし、「高等女学校」の生徒を対象にした「良妻賢母」主義教育との関連から、本会が女子体育奨励を如何にして図らんとしたのかをみていくことにしたい。

(一) 高等女学校の体育と女学生の運動観

高等女学校における体育はまず明治三十二年二月に発せられた『高等女学校編成及設備規則』（文部省令第五号）および『高等女学校、学科及其程度ニ関スル規則』（文部省令第七号）に基づいて実施に移され、翌三十三年三月の『月経時における体操の禁止』（文部省訓令第二号）や三十四年三月の『高等女学校令施行規則』（文部省令第四号）を経て、三十六年三月の『高等女学校教授要目』（文部省訓令第二号）の制定をもって具体化していった。本教授要目の修身科では「衛生ニ関スル心得」として「運動ヲ勉ムヘキコト」が謳われ、「道徳ノ要領」中、「自己ニ対スル責務」として「身体、健康、生命」が取り上げられている。いっぽう、体操科では体操教材のほかにも行進運動や

遊技などの遊戯教材（クロッケー、テニスなどのスポーツ教材を含む）が採用された。また「体操ハ成ルヘク教員ヲシテ教授スベシ」との注意事項を掲げることで女子の体育は女子の手でという標語を追認し、さらには運動させるにあたって「衣服特ニ帶袴ノ仕方着方ニ留意」すべきとする注意事項も加えられた。

高等女学校ではかくも用意周到な体育が「制度」として上から実施に移されたわけであるが、当の女学生たちは自らが運動することに対してどのように正当化していたのであろうか。いうまでもなく明治期の学校に西欧の身体訓練の基本形式が導入されて以来、日本の学校体育の基礎理論は医学に求められ、医学的合理主義に基づく体操を中心にして展開されてきた。高等女学校における体育も例外ではなかった。したがって、医学に基づく運動の効用論は女学校の教師に徹底されていたことはいうまでもないが、驚くべきことにそれが生徒にまで及んでいる。女生徒を運動場に誘うためにはまずもって女生徒に運動の必要性を感じとらせる必要があったためであろう。この事實は当時の高等女学校の校友会誌をひもとくならばたちどころに判明する。彼女たちは「健康」のために運動が必要なのだと言張っていたのである。運動することが世間の「女らしさ」の規範からはずれるとする観念を、「健康」運動の観によって少なくともも学校の中では払拭できたのである。けれども彼女たちの運動観をよそに、国の女子体育の奨励には別のもくろみがあった。

(二) 高等女学校令と「良妻賢母」主義教育

明治二十七年八月一日、清国に宣戦布告した日本は中国大陸での進軍を重ね、ついには翌二十八年四月十七日に日清講和条約の調印に漕ぎつけた。これによって朝鮮の独立を承認させ、遼東半島、台湾、澎湖列島を割譲させるに及んでいる。加えて三億六、〇〇〇万円という当時の日本の国家財政の一年半分に相当する賠償金も受け取るこ

とになった。この賠償金をもって日本の産業革命が進行し、やがて国際経済における日本の経済は大きく安定していくことになったという。いっぽう、戦勝気運は国民のナショナリズム意識を高揚させずにはおかなかった。それは清国に対する優越意識と欧米列国に対する劣等意識という二重写しのナショナリズムであつたとされる。

このようなナショナリズムの高揚を背景に「高等女学校令」（勅令三二号、三十二年二月）が發布された。本令によると、高等女学校は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」ことを目的とし、各道府県に一校以上の設置が義務づけられている。また高等女学校は高等小学校二年卒業後に入学する四年制の学校と位置づけられ、中等学校であるにもかかわらず、女子にとっては充分に「高等」であるとみなされた。男子の中学校は五年制とされ、その上に高等中学校を用意していることと比して明らかに差別した扱いだったのである。温良貞淑な中流以上向きの妻女の育成をねらい、社会的仕事が男子の本分であり、家庭を守るのが女子の職務であるとする立場から、そんな職務を果たしうる女性すなわち「良妻賢母」を育成するのが教育の使命であると考えられていた時代なのだから、当然の扱いであつたといえよう。

それでは、何故に国が「良妻賢母」を掲げて女子の「高等」教育の振興に精を出したのであるうか。その理由は、①日清戦争の体験により女性をして夫を安心して戦地へ送り、銃後の日本を守るのだという気概を教育によって持たせること、②不平等条約の撤廃によって抱えることになった「内地雑居」に対処するために教育で国民を精神的に統一する必要があること、③日清戦争後の産業構造の変化にともなう婦人労働の質的变化に対応するために女子を教育すること、などに求められるという（深谷昌志著『増補良妻賢母主義の教育』昭和五十六年）。とすれば、良妻賢母という日本的な女性像は欧米を意識することによって誕生したといわねばならない。

とまれ、高等女学校令の発布以降、女子の「高等教育機関の就学者は飛躍的に増加する。その女学生たちの中で「新しい」女性に感化された生徒も少なくなかったという。しかし、多くの女学生たちは伝統的な儒教的女性観に縛られ、積極的に身体を動かすことは、女にあるまじき行為であるとの考えを抱いていた。したがって、女学校で課される体操や遊戯の動作は彼女たちの考える『女らしい動作』とは相入れないものだったのである。そんな時代にあって女生徒たちは近代的な「学校」という枠の中で運動するための大義名分を与えられていったのである。これに一役かったのは衛生学者であり、教育家であり、軍人であったが、彼らの主張を真摯に受け容れ、これが普及に努めたのが、日本体育会であった。

(三) 日本体育会の良妻賢母主義体育の奨励

日本体育会は国民体育の普及を図るための事業の一つとして体育に関する講演会の開催を掲げてきた。講演会を通して体育の普及を図りつゝ、講演内容を単行本として編集・刊行して改めて体育に対する理解を求めていったのである。明治三十五年四月に刊行された『内外名家体育論集』は「論文」(七点)「演説」(二〇点)「談話」(一二点)からなるが、日本体育会の事業として刊行された啓蒙書であった。

いっぽう、明治四十三年七月に刊行の『現代の諸名家体育論』は日本体育会の編集になるものであるが、日本体育会機関誌『体育』に掲載された論文等が再編集されている。ともあれ、『内外名家体育論集』も、『現代の諸名家体育論』も日本体育会が選定した論文・演説内容であるから、そこで掲載されている女子体育に関する論文はすべて日本体育会の主唱する女子体育論と重なるといわねばならない。そこで、以下において当該の単行書に掲載されている論文・講演内容を介して日本体育会の女子体育奨励の論理を眺めておくことにしたい。

明治の衛生学者であり学校衛生行政に携わっていた三島通良も女子に運動することの大義名分を与えた一人であった。彼は女子体育が必要だとはいっても女子にはそれを阻む二つの障害があるので、ひとすじ縄ではないと考えた。その一つは運動をすれば、女らしさがそこなわれるとする考えで、他の一つは女学生たちの服装が運動するのに適していないとする考えである。これらは女学生自身も親もそして世間も運動することが何よりも大切なのだという考えにいたるならば自然に解決する問題であった。そこで三島は女学生のために用意されていた「良妻賢母」の標語を「女子の健康は国家の健康なり」という立場から次の如く利用することになる（「体育法と体操と」『内外名家体育論集』所収）。

凡そ女子の体軀を見よ、その組織は孱弱、其骨格は細少、其筋肉は柔軟なるにあらずや、斯の如き条件を有する女子をして、直に移して良妻となし、学政を整理し、内助の職を完くし与ふへしとなすか。斯の如き女子が賢母となり、強壯なる児女を分娩し之をして有為なる士女たらしむるに至る迄、教養し能ふものとなすか。世に女子の教育に従事する者は、須らく先ず以上の三事実を念頭に置き然る後始めて共に女子体育の方法を講究するに足らん。

文相をつとめた久保田謙、文部省参事官をつとめた女子教育の推進者の寺田勇吉らも「国家」の立場から女子体育の必要性を訴えた。とりわけ寺田は男女の死亡率および出産時の死亡率が高いことに着目し、その死亡率を抑えれば国家に甚大な利益をもたらすと考えた。そのためにも本邦の女子を強健ならしめる必要があり、その有効な手

段として女子体育を励行すべきだとする（「女子と体育」『現代諸名家体育論』所収）。加えて、軍人の丸山正彦は当然のことながら国家的見地から女子体育の必要性を次のように説く（「女子の体育」『内外名家体育論集』所収）。

女子は国民の母たり、女子の体育を謀らずんば到底健全なる国民を得んことは覺束なし。柔弱なる女子の腹には柔弱なる女子の生ずるは避くべからず。矮小なる女子の孕む子に長大ならむことを望むも其甲斐なからむ。さすれば女子の体育は如何にしても大に奨励せざるべからず。されど一般の女子に対して之を望むも到底なし。惟、学校に於ける女子体育を奨励する一方あるのみ。しかるに今日の学校に於ける女子体育は、男女同一の方法により申訳的の事たるに過ぎず。是に於て欧米各国に於ける体育を參酌せざるべからず。

英国セフィールド女子高等学校に於ける体育、其周到なる以て模範とすべし。ローレンス嬢の説なる女子中学校に行ふべき遊戯及英国女子体操学校の沿革等皆以て他山の石とすべし。幼稚園、尋常小学、高等小学、及一般の女子高等学校に於ける女子体育に就いて十分の調査を遂げ国民の母たる女子の体育を完全にすることは、実に急務中の最大急務なり。文部省の当局者よ。はた我が日本体育会よ。各学校の当事者よ。大に深慮熟謀して、施設する所あれ。

このようにみてみると、「良妻賢母」という女子教育のスローガンに合わせて女子体育を論じたケースは必ずしも多くはない。しかし、「良妻賢母」主義体育は「良妻賢母」が欧米を意識したナショナリズムの台頭を背景に主唱されたことを勘察するならば、女子体育の奨励が政治的、経済的、軍事的に優位に立っている欧米人の体軀に日本人を近づけさせることをねらって次代の国民の母たる若き女性に対して運動をさせて健全な身体を育成させるべきだ、

とする多くの立場と一致する。アジアの一等国としての自信によって急激に頭をもたげてきたナショナリズムの意識と開国以来抱きつづけてきた欧米列強国に対する政治的・経済的・軍事的劣等感からくるナショナリズム意識がその底流に流れていたからである。欧米列強国に互していくためにはまずもって国民の体位・体力を向上させなければならぬ。そのために国民体育を振興させることはもちろんのことであるが、とりわけ「若き女性の身体を強壯にして丈夫な子どもを分娩させる」ことをねらって、女子の体育を奨励するのがよいというわけである。女子が運動することは国民の義務でなければならないとしたところに女子体育奨励の根拠があったといわねばならない。日本体育会の女子体育奨励の根拠もそこにあり、男子学生に求められた「質実剛健」に対して、「良妻賢母」主義の体育が主唱されていたといえそうである。

第三項 戦後の日本体育会付置諸学校における女子教育の実際

敗戦後の日本体育専門学校における女子教育は茨城県土浦の元海軍航空隊跡地で始まった。東京世田谷区深沢のキャンパスは戦災によって体育専門学校の機能を果たす状態にはなかつたために、土浦へ移転して復興が図られたからである。戦前にあつては男子部と女子部はそれぞれ独立したキャンパスで授業が展開されたが、戦後は同一キャンパス内で授業が行われるようになった。無論、正確な意味での男女共学ではないが、戦後の新時代における体育教員養成は男性と女性の境界を越えたところで行われるようになったといえよう。従前の「体操科」は「保健体育科」に改められ、運動教材の優位性は体操からスポーツへと移行されることになった。戦前の体操教師は戦後は体育教師と改称され、教練のイメージがつきまとつた体操教師をスポーツがかもす「自由」なイメージでもって包

み込むようになった。

昭和二十四年四月、日本体育専門学校は日本体育大学へと昇格し、同年九月に新入生を迎えて開学した。いうまでもなくこの新制体育大学は男女の別なく入学を許可したし、男子何名、女子何名という枠も設けることはなかった。ここに女性に開かれた体育大学の誕生をみることができよう。ともあれ、日本体育会は戦前からの女子体育教員養成の機能を戦後の体育大学へと継承・発展させていったといわねばならない。

いっぽう、日本体育会は女子高校の新設に乗り出している。この事業は昭和三十三年四月に開校した桜華女子高等学校の設立となって実現しているが、本会による日本体育大学女子短期大学の設立（昭和二十八年四月）以降に着手された。本会の女子教育に関しては第一部の「学校法人日本体育会の沿革」で取り上げられてきているので、ここでは重複をさけるが、日本体育会が女子教育に多大の関心を払ってきたことについては強調しておきたい。戦後の民主主義時代に即応して、日本体育会は新しい時代に羽ばたく女性の育成に乗り出そうとした結果が、日本体育大学女子短期大学の新設となったと言えそうである。

第二節 女子の進学の受皿としての短期大学設置ブーム

第一項 新制大学としての短期大学の登場

短期大学は新制大学が発足する際の過渡的な難事業の一つの解決策として用意され、これが法制上において定着したといわれている。その経緯を『近代日本教育百年史』（学校教育(4)、国立教育研究所編）は次のように描写して

いる。

一九四九（昭和二十四）年の学校教育法の改正により暫定的措置として法制化され、翌五〇年度から発足したのが短期大学である。すなわち、同法第五五条で、大学の修業年限原則四年とあったのに対し、「当分の間」その規定かわらず大学の修業年限を二年又は三年とすることができ（改正一〇九条）、その大学を卒業した者が四年制又は六年制の大学に入学する場合は、その卒業大学（短期大学）の修業年限を入学した大学の修業年限に通算することができる（同一一〇条）、右の二か条の修正は、一九五〇年三月一日から施行する（附則）、というのがその改正であった。この改正法は四九年五月十六日に成立し、六月一日に公布された（法律第一七九号）。これが短期大学の法制的な出発である。その後一九六三年度から、短期大学は「当分の間」という暫定的な規定を削除され、「大学」の一種として「恒久制度化」された。

右の引用によって、新制大学を発足させるための暫定的措置として短期大学が構想されたことがわかる。旧制の大学、高等学校、専門学校などの高等教育機関のすべてを新制の四年制もしくは六年制の大学へ昇格させることは、実際には不可能であるので、昇格できない学校を救済するためにも、また少なくとも従来までの高等教育への入学の門戸を確保するためにも、短期大学の設置が求められていた。その理由は、四年制以上の大学への昇格が無理であるとしても、二年制の大学であるならば認可の対象になりうる旧制の高等教育機関が少なからずあったからである。昭和二十五年に認可された短期大学は一四八校にのぼり、翌二十六年にはその総数は一八〇校にまで増加している。このうち、旧制の専門学校を母体として編成された短期大学は七十五校、旧制中等学校の高専科・専攻

科・別科を再編した短期大学は十六校、旧制の各種学校を再編した短期大学は二十四校、総計一一五校は旧制の教育機関の再編成で、残りの六十五校は新たに設置されたものであった。また、後者の六十五校中、五〇校までが新制大学に併置されている。このようにみると、旧専門学校の救済措置として短期大学が構想されたことがわかるが、それと同時に新制大学に併置する傾向を生みだす制度でもあったといえそうである。なお、当該の一八〇校の約半数が男子校ないし男女共学を建前にしていた点も見逃せない。というのは、残りの半数の学校が女子を対象にした短期大学であったからである。かつて、高等女学校を設置して女子には充分に「高等」であるとみなしたように、短期大学をもって女子に相応しい「大学」とみなす傾向をここにみてとることができよう。とまれ、その後、短期大学は主として女子のための大学として発展を重ねていったことは否めまい。

第二項 女子の高等教育志向と女子短期大学の設置

戦前には高等女学校という名の中等学校とは別に、女子のための高等教育機関が設置されていた。しかし、その学校は専門学校令に基づく学校に止まり、大学への道は閉ざされていたといわねばならない。だからといって、女子の大学進学が認められなかったわけではなかった。大正二年以来、東北帝国大学は女子の入学を許可していたし、その他の大学も女子の入学に理解を示していたからである。そして戦後の学制改革によって全ての大学に女子の入学が認められるようになった。これと並んで、女子大学も新制大学としてその設置が認可されるにいたっている。これによって、戦前からの女子の高等教育機関への進学の受け皿が用意されることになったが、女子の高等教育志向は必ずしも最高学府としての四年制以上の大学に向けられていたわけではなかった。大学へ進学したい、さ

せたいけれども、さりとて四年制の大学ではながすぎて結婚適齢期を逸してしまうという懸念が、父兄にも、そしてまた当の女性にも抱かれたのである。旧制の高等女学校を卒業して女子のための専門学校へと進学していた階層の子弟からのニーズに應えて、その受け皿として戦前の専門学校に匹敵する学校が用意されねばならなかったといえよう。新制大学へと昇格するための条件を満たして、すべての女子のための専門学校が大学へと昇格したとすれば、当時の社会的ニーズに完全に応えたことにはならなかったのである。ここに「暫定的措置」として設けられた「短期大学」が法制的に恒久化された理由があるといえよう。

いっぽう、短期大学でよしとする女子の高等教育志向は大学経営者の経営戦略の中に取り込まれていった。その一つの例は新制大学に併設する形の短期大学の設置にみることができる。キャンパスを共有し、教員の併任制を採用し、大学経営のための経費は大幅に削減されるからである。また、二年課程の短期大学在学中に四年制の大学への進学を思い立たせることも可能であるし、それがそのまま安定的経営を保證することになろう。ために、多くの学園経営者は競って「女子のための短期大学」の設置にはしつていく。短期大学といえば、女子のための大学だというイメージはこのようにしてしつらえられていったのである。「日本体育大学」という新制大学に「日本体育大学女子短期大学」という短期大学を併設した背景には米本卯吉理事長の先見的な経営戦略が潜んでいたのである。